

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.005

処 分 名	建築物に関する中間検査
処 分 の 概 要	建築物の工事が特定工程を含む場合、これに係わる工事を終えたとき、建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を行います。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 3 第 1 項
審 査 基 準	法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため設定することはできません。
標準処理期間	4 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	<ul style="list-style-type: none">申請手数料：春日部市手数料条例第 2 条及び別表第 2 に定める額ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/kakunin/index.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築基準法

第七条の三 建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 一 階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程
- 二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程

■平成 24 年春日部市告示第 110 号（平成 24 年 3 月 12 日）